

論説

明治の論争が試される

大日本帝國憲法をめぐる枢密院での伊藤博文と森有礼との論争は有名である。伊藤は初代首相、森は初代文部相となる重鎮だ。伊藤は憲法創設の精神を語った。

〈第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ〉

立憲君主制をめざしたので、君主の権力を制限して、国民の権利を保護すると述べたのだ。憲法で権力を縛る立憲主義の根本である。

森の答えが実に興味深い。

〈臣民ノ財産及言論ノ自由等ハ、人民ノ天然所持スル所ノモノニシテ（中略）憲法ニ於テ此等ノ権利始テ生レタルモノ、如ク鳴ラルコトハ不可ナルカ如シ〉

生まれながらにして持つ権利は憲法で明文化する必要はないと主張しているのだ。弁護士の伊藤眞さんに解説してもらった。

「明文化すると、明文化されていない権利が無視されることを恐れたのです。人間の持つ自然権は、すべてを書き尽くせません。基本的なことを書き、時代に即して解釈していく方が幅広く人権を守れると考えたのです」

自然権は十七世紀に活躍した英國の思想家ジョン・ロックらが主張した。権利を守るために契約により政府をつくる。もし、正しい政治がなければ、国民が政府に抵抗する「抵抗権」を認めた。さて自然権を憲法に書くべきか！

一七八七年の米合衆國憲法には当初なかった。九一年の修正条項で自由と権利が規定された。フランスの一九五八年の憲法でも規定がないが、前文で一七八九年宣言への至誠をうたう。フランス革命時の有名な人権宣言である。つまり、生まれながらに持つ自由と権利は自明の理なのだ。

「天賦人權説」という。日本國憲法もこの考え方に基づくが、自民党の憲法改正草案は同説を採用しないと公言する。草案は「公の秩序」が人権より上位にくるような書きぶりだ。まるで國が恩恵として与える明治憲法の「臣民の権利」と同じだ。

作家の高見順は一九四五年九月三十日の日記に書いた。

〈戦に負け、占領軍が入ってきたので、自由が束縛されたといふのなら分るが、逆に自由を保障されたのである。なんという恥かしことか！〉

明治の森有礼でさえ、自由と権利を「人民ノ天然所持スル」と述べた。人権宣言から二百年を越す今、天賦人權説への異論が出ることは、まさかとは思つかし。

8/31 泉裕